

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年4月14日

国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 松岡 裕二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、人工石の原料の一つであるスラグにCO₂を吸収させ、そのスラグを用いたCO₂吸収型人工石を開発するものである。CO₂吸収量の最大化が可能な人工石用の配合設計法を構築するとともに、CO₂吸収型人工石の施工性を確認する。また、CO₂吸収型人工石の活用による港湾工事のCO₂排出量削減効果を評価し、港湾工事におけるCO₂吸収型人工石の活用に関するガイドラインの骨子を作成する。最終的には、このような技術を取り込むことで、港湾工事における二酸化炭素排出量を削減することを目的としている。

本業務については高度な知見に基づく技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

CO₂吸収型人工石の開発による港湾工事のCO₂排出量削減に関する検討業務

(2) 業務内容

「CO₂吸収型人工石の開発による港湾工事のCO₂排出量削減に関する検討業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和9年3月19日まで

3. 業務目的

本業務については、従来の準硬石相当の人工石の原料の一つであるスラグにCO₂を吸収させ、そのスラグを用いたCO₂吸収型人工石を開発するものである。人工石のCO₂吸収量の最大化が可能な人工石用の配合設計法の構築とともに、人工石の適用範囲拡大に向けた高強度化を目指す。最終的には、このような技術を取り込むことで、港湾工事における二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当し

ない者であること。

- ②近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ア 人工石の力学特性および炭素動態の分析・評価手法に関して高度な知見と技術力を有すること。
- イ 港湾工事で使用される資材のCO₂吸収に着目した研究実績や高度な知見と技術力を有すること。
- ウ 人工石の表面から深度方向におけるCO₂吸収量の変化を測定するための長期暴露実験が可能なこと。

(3) 業務執行体制に関する要件

再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号

近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係

電話 078-331-0057

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年4月14日から令和8年4月24日まで

(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年4月24日14時00分

(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和8年6月1日14時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書

の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。